

リスタート！新しいとくしま暮らし支援金交付要綱

（目的）

第1条 リスタート！新しいとくしま暮らし支援金（以下「支援金」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「新しい生活様式」での「とくしま暮らし」を希望する学生に、多様な進路選択の機会を提供するため、転入学・再入学等に伴う経費や移転等に必要な費用について支援を行うことで、経済的負担の軽減を図り、「とくしま回帰」を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校（1～3年生は除く。）及び専修学校（専門課程）をいう。なお、県内の大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校（1～3年生は除く。）及び専修学校（専門課程）については、高等教育の修学支援新制度の対象機関に限る。
- (2) 事業所等 本社、支社、支店、事業所、工場、事務所、地方公共団体等をいう。ただし、法人でない場合は、知事が認めるものに限る。
- (3) 就業等 正規職員又は非正規職員等として事業所等で雇用され、就労することをいう。ただし、知事が認める場合はこの限りではない。
- (4) 転入学 現在在籍している大学等を卒業せずに、他の大学等の修業年限の中途学年へ異動することをいう。
- (5) 再入学 大学等を退学後、他の大学等の修業年限における最初の学年に入学することをいう。

（支給対象者）

第3条 支給対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 令和2年4月7日（新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言発令日）時点において、県外の大学等に在学している者
- (2) 令和2年4月8日から令和3年3月31日までに、在学している（いた）大学等を退学する（した）者
- (3) 令和2年4月8日から令和3年3月31日までに、県外から県内に転入する（した）者
- (4) 県内に転入後、継続して県内に在住する意思がある者
- (5) 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 令和2年4月8日以降に県内の大学等に入学し、かつ、令和3年4月1日時点で在学予定である者
 - (イ) 令和2年4月8日以降に県内の事業所等に就業しており、かつ、県内の事業所等で正規職員として1か月以上の就業実績があり、又は非正規職員等として80時間以上の就業実績があり、支援金受給後も継続して県内の事業所等に就業する意思がある者
- (6) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

（支援金支給額）

第4条 支援金支給額については、次に掲げるとおりとする。ただし、算出された支援金支給額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を支給額とする。

- (1) 支給対象者1人につき、20万円とする。
- (2) 第3条第1項第5号(ア)に該当する者(本支援金制度以外で、入学金減免等の申請をする(した)者は除く。)については、前号に加えて、実際に入学する県内の大学等の入学金相当分(上限30万円)を支給する。

2 支援金は1人につき、原則として1回の申請とするが、第3条第1項第5号(イ)により、支援金を受給した者が、県内の大学等の入学試験に合格した場合は、再度第3条第1項第5号(ア)に該当する者(本支援金制度以外で、入学金減免等の申請をする(した)者は除く。)として、前項第1号に加えて、実際に入学する県内の大学等の入学金相当分(上限30万円)を支給する。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付申請をする者は、支給対象者本人とし、知事が別に定める期日までに、「リスタート!新しいとくしま暮らし支援金」交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請をする(した)者は、令和3年3月31日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 全ての交付申請者に必要な書類

- (ア) 令和2年4月7日(新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言発令日)時点において、県外大学等に在学している(いた)ことを証明する書類
- (イ) 申請者の本人確認ができる書類
 - ・マイナンバーカード(表面のみ)又は普通自動車運転免許証の写し等
- (ウ) 県外の居住先から県内に転入したことが証明できる書類の写し
 - ・住民票、県外の居住先の賃貸契約の解約書、転居時の引越代金領収証、自身あて郵送物の送り状等
- (エ) 申請者名義の預金口座の通帳(表紙)の写し
- (オ) その他知事が必要と認める書類

(2) 交付申請時点で未成年の交付申請者に必要な書類

- 法定代理人の本人確認ができる書類
- ・マイナンバーカード(表面のみ)又は普通自動車運転免許証の写し等

(3) 第3条第1項第5号(ア)に該当する者のうち転入学する(した)者に必要な書類

- (ア) 県内の大学等の転入学試験合格証等の写し
- (イ) 県内の大学等の入学金の振込が証明できる書類

(4) 第3条第1項第5号(ア)該当する者のうち再入学する者に必要な書類

- (ア) 県外の大学等の退学証明書等の写し
- (イ) 県内の大学等の入学試験合格証等の写し
- (ウ) 県内の大学等の入学金の振込が証明できる書類

(5) 第3条第1号第5項(イ)該当する者に必要な書類

- (ア) 県外の大学等の退学証明書等の写し

(イ) 県内の事業所等で、正規職員として1か月以上の就業実績があることを証明できる書類
又は非正規職員として80時間以上の就業実績があることを証明できる書類

(支援金の交付決定)

第6条 知事は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査の上、支援金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに、その決定内容及びこれに付した条件を支援金の交付申請者に通知する。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた支援金の交付申請者は、支援金請求書(様式第2号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に支援金の請求をしなければならない。

(支援金の支払)

第9条 知事は、支援金の交付申請者に対して、前条の支援金請求書を受理した後に、支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、次に掲げる場合には、交付決定を取り消すものとする。

(1) 交付申請者が偽りその他不正な手段により支援金を受給していたことが判明した場合

(2) 第3条第1項第5号(ア)に該当する者で、知事が別に定める期日までに、令和3年4月1日時点で県内の大学等に在学していることが証明できる書類を提出しない場合

(3) 支援金受給後3か月以内に県外へ転出していることが判明した場合

2 知事は、交付決定を取り消したときは、交付決定を取り消した者に対して、速やかに、通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 前条の規定により交付決定を取り消された者は、知事が別に定める期日までに、知事が別に指示する方法により、受給した支援金の全額を返還しなければならない。

(大学等への通知)

第12条 知事は、支援金の交付完了後、受給者の氏名及び生年月日を入学先の大学等に通知する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。